

お知らせ

令和6年 5月31日

資料提供先：鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ

## 千代川の刈草・流木を無償提供します！ ～資源を有効活用～

- 堤防の異状を把握するため、年間2回、堤防の除草を実施しています。
- 発生した刈草や流木の資源の有効活用に取り組むため、希望者に無償で提供します。
- 刈草処分のコスト縮減、CO<sub>2</sub>削減の環境対策になりますので、みなさまの積極的な申し込みをお願いします。

- 提供する資源 刈草・流木（詳細は別紙参照）
- 申込方法 希望者は「別紙 申請書」に必要事項をご記入のうえ、下記の申請窓口に送付または持参してください。申請書は窓口でも配布しています。
- 申請窓口 河原流域治水出張所（受付時間 平日 9:00～17:00）  
住所：鳥取市河原町長瀬56-1  
電話：0858-85-0517
- 提供期間 令和6年6月初旬～  
※なくなり次第終了します。

### 問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所

副所長（河川） 村上 友章  
【担当】 河川管理課長 有満 命

TEL：0857-22-8435(代表)

事務所HP：<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

(別紙)

## 刈草・流木の提供について

### ○刈草

- ・堤防を除草したときの刈草です。
- ・ロールにしない状態での提供も可能です。
- ・過去には果樹園や牧場の方に提供しました。



ロール作成の様子



1ロール  
直径60cm×長さ80cm程度

(別紙)

## 刈草・流木の提供について

### ○流木

- ・千代川河口に流着した流木です。
- ・大きさは不揃いです。
- ・流木に含まれる塩分はおおむね0.3%未満です。
- ・過去にはアートに利用された方もいます。

(流木仮置場)



# 刈草引取り申請書

令和 6 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所

河原流域治水出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予 定 引 取  
年 月 : 令和 6 年 月頃

数 量 : 【 刈草 ( ロール ) 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度  
: 【 刈草 ( 軽トラ 台 ) 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用 途 : 家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他( )

申 請 者  
連 絡 先 : 住所 :

TEL :

## 【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 引取り回数は1回に限りません。  
数回希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- ・ 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。

## 【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

### 【申請及び問い合わせ先】

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1

国土交通省 鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所

受付 : 平日 9:00 ~ 17:00

電話 : 0858-85-0517

FAX : 0858-85-2162

# 流木引取り申請書

令和 6 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所

河原流域治水出張所長 殿

申請者氏名

---

千代川水系の維持管理等で発生した、流木について当方で引取りたく申請します。

予 定 引 取 月 : 令和 6 年 月 頃

数 量 : 【 流木 ( 本 )、( 軽トラ 台 ) 程度 】

用 途 : ( )

申 請 者 : 住所 :

連 絡 先

TEL :

---

## 【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 流木は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の流木は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の流木使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 引取り回数は1回に限られません。  
数回希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- ・ 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。

## 【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、流木の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

### 【 申請及び問い合わせ先 】

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1

国土交通省 鳥取河川国道事務所 河原流域治水出張所

受付 : 平日 9:00 ~ 17:00

電話 : 0858-85-0517

FAX : 0858-85-2162